

平成18年 No.39

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

改正理由

以下の理由により所要の改正を行うものである。

- ・ 特別支援教育の推進のための学校教育法の改正に係る平成19年4月以降の特別専攻科の名称変更
- ・ 平成19年4月以降の東京学芸大学大学教員組織及び教育組織の変更

承認経過

平成18年12月6日 役員会 審議承認

平成18年12月6日 教育研究評議会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成18年12月 7 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年学則第 3 号

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第 2 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：以下の理由により所要の改正を行うものである。

- ・ 特別支援教育の推進のための学校教育法の改正に係る平成19年4月以降の特別専攻科の名称変更
- ・ 平成19年4月以降の東京学芸大学大学教員組織及び教育組織の変更

改

正

[省略]

(特別支援教育特別専攻科)

第5条 本学に特別支援教育特別専攻科を置く。
2 特別支援教育特別専攻科に関する規程は、別に定める。

[省略]

(職員)

第13条 本学に副学長、教授、准教授、講師、助教、教頭、教諭、養護教諭、事務職員及びその他の職員を置く。

[省略]

(課程及び入学定員等)

第22条 本学に、教育系及び教養系の課程を置く。
2 教育系及び教養系の課程、専攻及び選修並びに入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、初等教育教員養成課程の各選修、中等教育教員養成課程の各専攻及び教養系の各課程の各専攻の定員は、別に定める。

系	課程(類)	専攻	選修	入学定員	収容定員
教育系	初等教育教員養成課程(A類)		国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 英語, 学校教育, 学校心理, 幼児教育	394名	1,576名
	中等教育教員養成課程(B類)	国語		153名	612名
		社会			
		数学			
		理科			
		音楽			
		美術			
		保健体育			

現

行

[省略]

(特殊教育特別専攻科)

第5条 本学に特殊教育特別専攻科を置く。
2 特殊教育特別専攻科に関する規程は、別に定める。

[省略]

(職員)

第13条 本学に副学長、教授、助教授、講師、助手、教頭、教諭、養護教諭、事務職員及びその他の職員を置く。

[省略]

(課程及び入学定員等)

第22条 本学に、教育系及び教養系の課程を置く。
2 教育系及び教養系の課程、専攻及び選修並びに入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、初等教育教員養成課程の各選修、中等教育教員養成課程の各専攻及び教養系の各課程の各専攻の定員は、別に定める。

系	課程(類)	専攻	選修	入学定員	収容定員
教育系	初等教育教員養成課程(A類)		国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 学校教育, 幼稚園	400名	1,600名
	中等教育教員養成課程(B類)	国語		155名	620名
		社会			
		数学			
		理科			
		音楽			
		美術			
		保健体育			

		家庭			
		技術			
		英語			
		書道			
	<u>特別支援教育 教員養成課程 (C類)</u>	<u>聴覚障害教育</u>		<u>33名</u>	<u>132名</u>
		<u>言語障害教育</u>			
		<u>発達障害教育</u>			
		<u>学習障害教育</u>			
	<u>養護教育教員 養成課程 (D類)</u>	<u>養護教育</u>		<u>10名</u>	<u>40名</u>
教 養 系	<u>人間社会科学 課程 (N類)</u>	<u>生涯学習</u>		<u>120名</u>	<u>480名</u>
		カウンセリング			
		総合社会システム			
	国際理解教育 課程 (K類)	国際教育		105名	420名
		多言語多文化			
		日本語教育			
		日本研究			
		アジア研究			
		欧米研究			
	<u>環境総合科学 課程 (F類)</u>	環境教育		100名	400名
		自然環境科学			
		文化財科学			
	情報教育課程 (J類)	情報教育		45名	180名
	<u>芸術スポーツ 文化課程 (G類)</u>	音楽		<u>105名</u>	<u>420名</u>
		美術			
		書道			
		表現コミュニケーション			
		<u>生涯スポーツ</u>			
	計			1,065名	4,260名

〔省略〕

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 第5条及び第22条の規定は、平成19年度以降に入学した者から適用し、平成18年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

		家庭			
		技術			
		英語			
		書道			
<u>障害児教育教員養成課程</u> (C類)	<u>聴覚障害児教育</u> <u>養護学校教育</u> <u>言語障害児教育</u>			35名	<u>140名</u>
教養系	<u>生涯学習課程</u> (L類)	<u>学習社会文化</u> <u>生涯スポーツ</u>		85名	<u>340名</u>
	<u>人間福祉課程</u> (N類)	<u>カウンセリング</u> <u>総合社会システム</u>		75名	<u>300名</u>
	国際理解教育課程 (K類)	国際教育			
		多言語多文化			
		日本語教育			
		日本研究			
		アジア研究			
		欧米研究			
	<u>環境教育課程</u> (F類)	<u>環境教育</u> <u>自然環境科学</u> <u>文化財科学</u>		100名	400名
	情報教育課程 (J類)	情報教育		45名	180名
	<u>芸術文化課程</u> (G類)	<u>音楽</u> <u>美術</u> <u>書道</u> <u>表現コミュニケーション</u>		65名	<u>260名</u>
計				1,065名	4,260名

〔省略〕